

計	主人トノ不和		家庭ノ不和		父毎死セル爲		離縁シタ爲		夫トノ死別		家ノ破産		孤獨ノ爲		酒ノ爲		墮落		不明	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	二六	一三	二六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
比率	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第六節 健康状態

一 本調査と健康状態

浮浪の境涯に漂ひ野宿をなすと云ふ生活困難の状態に在る者は、可成り多くの不健康者を見るのである、而して本調査に従事せる調査員は勿論、醫學的専門家ではないので、不具者の如きに對しては直覺的に判つても健康の良否については診断的の調査は出來ない。たゞ、被調査者の申告に據るのと、尙ほ素人目でも疾患の判る範圍に止まるのも已むを得ま

い。茲に被調査者男女三六三人についての健康の良否を擧ぐると左の如くである。

計	健康ノ良ナルモノ		健康不良ナルモノ	
	女	男	女	男
計	一一	一九三人	一〇	一四九人
比率	二〇四	五六一・二〇	一五九	四三・八〇

即ち、三六三人の中の二〇四人は健康の良なるもので比率は五割六分二厘に當つてゐる。此の以外の百五拾九人は何れも不健康にして比率は四割三分八厘に當つてゐる。左に性別年齢別に依る健康状態を表はすことにする。

計	二〇歳以下		二一—三〇歳		三一—四〇歳		四一—五〇歳		五〇歳以上		男・女計	合計	比率%
	女	男	女	男	女	男	女	男					
計	一七	一七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一〇〇・〇

前表の年齢別による健康状態を見ると、年長のものほど不健康者が多いのであつて、即ち(一)二〇歳以下のもの拾七人の中で不健康者は六人であり、此の割合は三五・五〇%に當り、(二)二一—三〇歳のもの五一人の中で不健康者は一五人にして此の割合は二九・五〇%に當る、(三)三一—四〇歳のもの八三人の中で不健康者は三五五人に上り割合は四四・二〇%になる。(四)四一—五〇歳のもの九〇人の中で不健康者は四〇人であつて、此の割合は四四・四四%に上り(五)五一—六〇歳のもの七九人の中で不健康のもの三六人で四三・〇〇%であり、(六)六一—七〇歳のもの三四人の中で二・一人は不健康者で比率は高まり六一・八〇%に上る、(七)七二歳以上のもの九人の中で不健康者は六人であり、之が比例は實に六四・四〇%と云ふ高率に當つてゐる。

之を要するに野宿をなすまでに落魄せるものは、年長になるほど過半的に不健康者が多くなり、殊に六一歳以上に及ぶ

と半過以上は健康不良のもので、前節に於て浮浪に陥る原因を説いたが、其の原因の中でも不具その他疾病と云ふ生理的缺陷に禍ひされルンペンに陥るものが多いのである。兎にかくかうした老齡者が斯くまで酷い浮浪生活に漂ふ其の實情を眺めては方さに無告の窮民であつて轉た測隱の思ひに堪へないものである。

二 不健康者とその種類

不健康者一五九人の容態を見るに、不具癡疾の外に疾患に罹るものの病類別は拾九種にして、此等の中で最も多數に上るものは不具癡疾の四拾人であり、不健康者全體に對し二割五分二厘の割合に當る、次は神経痛に悩むもの二三人で一三・九〇に當り、腦溢血に因る中風が一四人の八・八〇%に當り、腦病と云ふもの一三人、八・二〇に當り、心臟病一人の六・九〇に當る、花柳病に罹るもの九人にして之が比例は五・九〇%その他脚氣七人精神病六人此の以外の類ひは次に掲ぐる性別に依る病類別を一覽されたい。

病名別	男	女	計	比率%
不具癡疾	三九	一	四〇	二五・二
精神病者	六	一	六	三・八
苦膿症	一	一	二	〇・六
中氣疾	一三	一	一四	八・八
痔疾	四	一	五	二・五
神經痛	一	一	二	一・三・九
眼病	七	一	八	五・〇
脊髓炎	一	一	二	〇・六
脚氣病	六	一	七	四・四
腦病	一	一	二	一・三
心臟病	一	一	二	一・三

病名	實數	比率%
喘息	四	二・五
皮膚病	七	四・四
腎臟病	一	一・三
花柳病	八	五・七
ヘルニヤ	一	〇・六
關節炎	二	一・九
胃病	四	二・五
アルコール中毒	一	〇・六
肺結核	一	〇・六
計	一四九	一〇〇・〇

三 健康状態の比較

社會の進運と情勢に促がされて保健の施設は發達してきた。然らば浮浪者の如きも其の進運に恵まれて、昔の浮浪者と今のルンペンと較べれば昔の浮浪者よりも今のほうが、健康状態が勝つて居らうが、茲に今から拾七年の昔に當る大正拾一年二月に本局では浮浪者の調査を行つた、其れから拾年前の昭和三年にも調査を行ひ、更に今回も行つたが、此の三回の調査によつて現はれた浮浪者の健康状態を比較して見やう。

年次	健康ノ良ナルモノ	同不良ナルモノ	計
大正拾一年	實數 一三一人	實數 一二三人	實數 二五三人
比例 五二・九〇	比例 四八・一〇	比例 一〇〇・〇	
昭和三年	實數 二四一人	實數 二二三人	實數 四七三人
比例 五〇・九五	比例 四九・〇五	比例 一〇〇・〇	
昭和拾二年	實數 二〇四	實數 一五九	實數 三六三
比例 五・六二〇	比例 四三・八〇	比例 一〇〇・〇	

以上の如く大正拾一年には不健康者の比例は四八・一〇%に當り、昭和三年には四九・〇五%の割合に當り、同拾二年には四三・八〇%に當つてゐる大正拾一年より昭和十二年に至るまで拾六年を通して觀るに、不健康の状態に在りながら野宿をして居る哀れなものは四八・一〇%から次は稍々高率となり本調査に於ては幾分の低下を見るも四三・八〇と云ふ率を現はし即ち百人の中の四十三人八分までは不健康者である、

第七節 兵役關係

従來は浮浪者の調査を行つても兵役關係を調べなかつたが今や日支事變の折柄である、故に本調査に於ては浮浪者と兵役關係を調べ彼の宿ナシと謂はれ、流轉の境遇にある者でも、必ずやその幾分は兵役に關係を有するものがあらうと想像したのである。

而して本調査の結果によれば、男子三百四拾三人の中で兵役に關係なき者は二百八十一人に上り、亦、年少にして徴兵適齡以前のもの一五人を見る。尙ほ兵役關係不明のものは三人にして、之等を除きたる四拾三人のもの、此比例一割三分六厘に當るものは何れも兵役の關係を有するもので(一)第一補充兵一七名、(二)第二補充兵二〇名、(三)豫後備六名であつた、此等兵役に關係ある者は悉く二拾一歳以上四拾歳以下のものである。左に年齢別に依る兵役關係を表はして見やう。

兵役關係別年齢別浮浪者數

有	年齢							計	比率%
	二〇歳以下	二一—二二歳	二三—二四歳	二五—二六歳	二七—二八歳	二九歳以上	計		
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
適齡前ノモノ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一補充兵	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二補充兵	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豫後備役	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第八節 配偶關係

三百六拾三人の配偶關係は之を(一)未配偶者(二)有配偶者(三)既配偶者と斯の如く三つに分けて見ると、未配偶者は男一五五女三(一五八人)にして此の比例は四三・五〇%に當り、有配偶者は男一五女三(一八人)比例四・〇〇%に當る、既配偶者は(イ)死別男七七女二(八九人)(ロ)離別男八九女三(九二人)である。

此の外に配偶關係不明のもの六人を見るのである。
處で(一)の未配偶者について見るに二拾歳以下の者は勿論のこと三拾歳を超へても未配偶者で過すのは敢て不思議ではない。然し、四十歳を超へ尙ほ歳を累ねて五十歳又は六拾歳を超へ、猶も七十歳に及んでも妻を娶つたことのない者がある。之等の初老であり老齡に達しても、所謂「めをと」の縁を結むだことのない人々は、其の既往に於て家庭を設くる資力のない貧しいもので、寔に心淋しき人生を過したものである。有配偶者は前述の如く男一五女三(一八人)であるが調査に於て、本所緑町省線ガード下に一組の夫婦を見出したのみで、他は妻あり夫を有すると云つても、生活困難から夫婦は同棲が出来ないで、妻は他家又は實家に身を寄せるとか、或は暫らく夫婦は別れ離れになり、妻は木賃宿に夫はおかんで夜を徹するとか、又は夫に扶養能力がないので其の妻は何れか逃げ去るなど、孰れにするも戸籍上では夫婦であつても、實際では夫婦の縁を結むてゐないのである。

既配偶者の中で死別せるものは男七人女十二人にして、合せて八拾九人に上つてゐるが、人生として夫に逝かれ妻に死なされるのは偕老の契りを破られ、その生活は汚泥として淋しきものである。沉んやその日暮しの貧しい者で夫を喪つては妻は恰も家の柱を抜かれたと同様で、忽ち生活は崩れ出し行詰つた果てが浮浪に陥るのである。本調査によつて見る

(二)親族の無きもの一〇三人にして此の比例は二八・四〇%に當つてゐる (三)親族有無不明の者六人であり、一・七〇%に當る。

更に此の親族の有無につき年齢の上から見ると、年少の者ほど親族を有し年の長けるに伴ない漸く親族の絶へるものと見八年長者は割合に親族の無きものが多い。即ち、二拾歳以下の者拾七人の中で親族を有するもの拾六人に上り、九割四分一厘に當るものは親族を有するのである。二一歳—三〇歳のものは七割五分三厘に當るものは親族を有してゐる。三一歳—四〇歳の者は七割八分三厘に當る、亦四一歳—五〇歳の者は六割六分七厘に當るまで何れも親族を有してゐる。五一歳以上六〇歳のものは五割七分に當るまで六一歳から七〇歳のものは三割七分まで、七一歳以上は五割五分五厘に當るまで斯の如き割合で親族を有してゐる。茲に性別並に年齢別に依る親族有無の表を掲ぐることにする。

親族有無	性別	年 齢 別										
		三〇歳以下	三一—三〇歳	三一—四〇歳	四一—五〇歳	五一—六〇歳	六一—七〇歳	七歳以上	男	女	合計	比率%
有	男	一四	四	六	七	四	一五	一	三	三九	三	六九・九
	女	二	一	二	三	二	一	一	一	一〇	一	二六・四
無	男	一	八	一七	一六	二	二	六	六	三三	六	一・六
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一・七〇
不明	男	一	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一・七〇
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一・七〇
計		二七	二二	二五	二〇	一五	一四	二九	二一	一三三	一〇〇・〇	

二 親族と扶養能力の有無

前節に述べた如く三百六拾三人の中で二百五拾四人の者は親族を有してゐる。處で此の親族をもつ者が其の親族に頼れば悉く扶養を被むり、浮浪の淵から這ひ上れよう乎、之が大なる疑問であつて、即ち第一に扶養を希望しても先方が貧しい者で扶養の可能性がないもの、第二に親族に扶養の可能性があつても自墮落から浮浪化したものは過去に於て其の親族に物質的に或は情誼的に可成の世話を受け、尙ほ物心共に迷惑を與へたであらう、斯る事情に由るものは親族から既に義

絶されてゐる、第三 扶養能力のある親族でも諺に言ふ人情は紙より薄き世の中である、現に没落から墮落の道程を辿り行く者に對しては一瞬たりとも近寄せない、第四 繼母若くは腹の異なる兄弟などの間には情誼の淡い者がある、斯る家庭と生育に缺陷があつては、其處を扶養的には出来ない、其の他種々の事情から親族に倚頼の出来ないものがある。扱て、親類を有するもの二百五拾四人の中で、其の親族が扶養能力を有すると云ふものと無いと云ふもの、之を二つに分けて觀ると次の如くである。

扶養能力アルモノ	男		女		計	比例
	同	無キモノ	同	無キモノ		
	一〇〇	一三九	四	一一	一〇四	四〇・九〇
					一五〇	五九・一〇

親族と其の扶養能力の有無につき性別に依つて見ると、男子に比し女子には親族があつても其れには扶養能力が無いと云ふものが割合に多く、即ち親族を有するものは拾六人であるのに其の中の四人だけが親族に能力がありと云ふ、かうして親類があつても頼りに出来ない婦女の境遇こそ哀れなものである。

以上の如く親族で扶養能力を有すると云ふものが四割一分に上つてゐても、いざとなり愈々その親族に倚頼しやうとしても果して親族が彼れを助け上げて扶養を爲すであらう乎、所詮は甲斐なくして社會的に救ひそうして之を更生さすより外に仕方があるまい、左に性別並に年齢別に依り有親族者と其の扶養能力有無に關する一覽表を掲ぐることにする。

扶養能力の有無	性別	年 齢 別										合計	比率
		三〇歳以下	三一—三〇歳	三一—四〇歳	四一—五〇歳	五一—六〇歳	六一—七〇歳	七歳以上	男	女	合計		
有	男	一六	一四	一七	一三	一〇	一五	一	三	一〇〇	一〇	一〇〇・〇	
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
無	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計		一八	一六	一八	一四	一一	一六	二	四	一一三	一〇〇・〇		

三 比較的に親族の有無

本局に於て大正拾一年二月施行の市内浮浪者浪一齊調査と尙ほ昭和三年六月施行せる特定地域の浮浪者調査と、更に本調査に於ける親族の有無を比較的に表はせば左の如くである

年次	有ルモノ	無キモノ	不詳	計
大正十一年	實數 一一九	一一三	一一	二五三
比例	四七・〇〇	四八・六〇	四四	一〇〇・〇
昭和三年	實數 二〇二	二六五	六	四七三
比例	四二・七〇	五六・〇三	一・二七	一〇〇・〇
同拾二和拾	實數 二五四	一〇三	六	三六三
比例	六九・九〇	二八・四〇	一・七〇	一〇〇・〇

前記の如く大正拾一年には有るもの四割七分、昭和三年には四割二分七厘、同拾二年には六割九分九厘に上る、斯の如く本調査に於いては親族をもつ者が多い、故に昔の浮浪者と今の者とは素質に異なるものがあり、亦時代の情勢は親族關係に扶助的連鎖が段々と緩むで来たものと看做せる。

第十節 浮浪期間

一 浮浪期間と年齢關係

住居不定の身空らとなり諸方を徘徊し、或る夜は宿泊所に泊り、或る日は木賃宿に滞在し、亦或るは夜は野宿をするなど浮浪の境涯に漂ふもので、然も現に野宿をなせる三百六拾三人に就き其の浮浪期間を調べると實人數八拾六人比例二三八〇%に當るものは一年未満に亘る浮浪期間である。一年以上五年以下の者が最も多く百六拾人に上り四割四分一厘に當り、次は六年以上拾年以下のもの四拾七人の二割二分九厘、拾二年以上拾五年以下のもの三拾一人にして比例は八分五厘

に當る、拾六年以上二拾年以下のものは九人であつて二分五厘に當り、二拾一年以上二拾五年のもの一人、二拾六年以上三拾年のもの二人、最も永く浮浪せるものは三拾一年以上に及ぶものが一人を見るのである。

一度び浮浪に陥ると前述の如く、永いものでは拾年又は二拾年、或は三拾年以上に亘る間を全く浮浪で過ごすものさへある。そうして中には公民權を離れるもの、又は徴兵の義務を本意にも怠るが如きものもあらう。斯の如く浮浪に陥り野宿にまで零落すると、公的の權利を享けがたく、義務を怠るが如きものさへあり、加之私生活は段々と崩れ日毎に浮浪の習性は培はれるので、年を累ねると共に更生の機會を失ひ、遂には敗殘者として一生を畢るものもある。

更に浮浪期間と年齢關係を見るに (一)二拾歳以下のもの拾七人の中で不明二人を除きたる拾五人のものは一年以下五人、一年以上五年の拾人にして、其れ以上に亘る者はない (二)二二―三〇歳のもの五一人の中で一年未満二三人。一年以上五年のもの二〇人、六年以上拾年以下三人にして之れ以上に亘るものはなく、(三)三一―四〇歳のもの八三人の中で一年一年未満二三人、一年以上五年以下のもの三六人、六年以上十年以下一三人、十一年以上拾五年以下五人、十六年以上二十年以下一人であり (四)四一―五〇歳のもの九〇人の中で一年未満のもの二一人、一年以上五年四六人、六年以上拾年一七人、十一年以上拾五年九人、拾六年以上二拾年二人、二十六年以上三拾年一人であり (五)五一―六〇歳のもの七九人の中で一年未満一五人、一年以上五年三〇人、六年以上十年八人、十一年以上十五年一三人、十六年以上二十年三人、二十一年以上二十五年一人、三拾一年以上のもの一人 (六)六一―七〇歳のもの三四人の中で一年未満四人、一年以上五年十五人、六年以上十年四人、十一年以上十五年四人、十六年以上二十年三人、二十六年以上三十年以下一人である (七)七一歳以上のもの九人の中で一年未満四人、一年以上五年のもの三人、六年以上十年のもの二人にして之れ以上に亘るものはない。

此の浮浪期間と年齢關係を見ると、少青年の時代に浮浪の淵に陥ると環境の悪化と浮浪の習性から、その儘で永く浮浪の淵に漂ひ、更生しない者が割合に多い。即ち、現に三十二歳以上四十歳以下のもので拾一年以上拾五年の永い間に亘り

浮浪を続けるものが五人と、尙ほ拾六年以上に及ぶものが一人を見る。之等は其の年齢の上から観るも、或ものは二拾歳以下で、亦或者は二拾歳を超へた頃から何れも浮浪に陥入り、修養と活動期とを空しく経過してゐる、其の他四拾一歳五十歳に至る年頃の者でも同断である。處が、現に七拾一歳以上の者では永くて六年以上拾年以下の間に互り浮浪を続けるもので、青壯の時代から此の淵に漂ふものではない。故に斯る老齢に當りながら、今や宿ナシの哀れな身空らに在るものは、過去の時代に於ては活動の旺盛期は勿論のこと、亦働らき得る限り相當の年頃までは正しき生業に依つて、どうやら生活の平線を辿つたらしい。然るに老ひて財なく、剩さへ勞働能力は鈍り、不遇の波には押され斯くして今では殘敗者として浮浪に漂泊するものと看做さねばならぬ。

左に浮浪期間と年齢關係の一覽を表はせば次の如くである。

浮浪期間と年齢

年齢	三歳以下		三—四歳		四—五歳		五—六歳		六—七歳		七歳以上		男女計	合計	比率%
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
一年未満	一	四	三	三	二	二	四	二	一	一	一	一	六	六	三・八
一—五年	一	九	三	三	一	一	四	一	一	一	一	一	六	六	三・八
六—十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六	三・八
十一—十五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六	三・八
十六—二十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六	三・八
二十一—二十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六	三・八
二十六—三十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六	三・八
計	三	七	三	三	二	二	四	二	一	一	一	一	六	六	三・八

二 比較的に観る浮浪期間

本局に於て昭和三年六月施行せる浮浪者調査と今回に於ける調査に依る、各浮浪期間を比較すると、昭和三年には浮浪期間一年未満のもの最も多く其の比例は五割七分二厘に當る、而して本調査に於て最も多きは一年以上五年以下のものにして比例は四割四分一厘に當り、昭和三年に於ては一年以上五年以下のものは二割二分強であつた、次に昭和三年には六年以上拾年以下のもの一割二分八厘弱であつたが、本調査に於ては一割二分九厘に當り、殆んど數は同じである、昭和三年には拾一年以上拾五年以下のもの僅かに一分一厘弱であつたのに、本調査に於ては八分五厘に上り、拾六年以上二拾年以下のもの一分二厘七毛から二分五厘に、二拾一年以上三拾年のもの二厘一毛から五厘に、三拾一年以上のものは昭和三年に於ては一人もなく本調査に依つて一人を見るのである。要するに浮浪期間に就ては往年調査の當時より長期に亘るものが増してゐる。浮浪期間の比較を表はすと左の如くである

實數及比例

浮浪期間	昭和三年六月	同拾二年拾一月
一年未満	二六〇人	八六八
一年—五年	一二八	一六〇
六年—十年	六〇	四七
十一—十五年	五	三二
十六—二十年	六	九
二十一—三十年	一	二
計	五七・二六%	二二・八〇%

三一年以上
不詳
合計

—
一三
四七三

—
二七九
一〇〇・〇

—
二
二六
三六三

—
〇・五〇
七・一〇
〇・一〇・〇

三四

第十一節 職業關係と生活方法

一 生活の方法

一概に宿ナシでらり浮浪者であると云つても、其の生活事情と又生活の方法は種々なるもので、普通に想像されるやうに穿がち乞食やツケをあさる(殘食物)者のみではない。即ち、中には生業を有する者もあり、亦生業を離れて物貰ひ其の他の不生産的所爲により生活をなす者もある。斯うして彼等の生活方法は二つに分れてゐる。故に之を大分類によつて觀ると(一)有職者(二)無職者となる。

前者の職業を有する者が怎うして野宿をなすかと云へば、勿論収入が少額であつたり、又は不就業の場合に際したときは、彼の有料の宿泊所だの俗に云ふ木賃宿には泊れない、尙ほ無料で宿泊の出来る社會施設は在つても稼働の地域と其の施設地域に距離等の地理的關係と、更に生活事情に即するかどうかと云ふ自己獨斷主義から其の施設を利用しない者もある、斯うした事情から野宿で夜を徹する者が絶へない。

後者の不生産的の者は云ふまでもなく、素々乞食だの物貰ひであり、或は撒掛ひ等の犯罪によつて生活の資料を得る徒であるから、其の生活は桁外れに紊れ中には蓬頭垢面の醜い態となり、亦或者は浮浪の習性が募り、いかにしても人並の生活が出来ないで踰越として諸方を徘徊して行き當り放題に自己の都合よき場所を覗ひ其處を晝らに浮寝すると云ふ哀れにもまた始末に困る社會的の異分子である。

さて之が浮浪者の生活資料を得る方法を要約的に説けば三つに分れてゐる。

(一) 雇傭に依る勞務若くは自から稼ぎの途に就くもの、之等の其一つは即ち勞働賃金を得るのであり、その二は自か

ら爲す事業の所得に依るのである。

(二) 他人より金品の施與に依るもの、即ち乞食物貰ひの所爲に依り生活の資料を得るもの

(三) 犯罪又は不良行爲に依り生活の資料を得るもの

因に以上の如く截然と分類するのが原則的である。然し、彼等は其の日によつて生活の方法を變へる場合がある。其れは今日は拾ひ屋を稼ひでも、次の日は日傭人夫に變はるが如き、生活事情が即生活に際し方法を轉換交錯する場合がある而して(一)の雇傭に依るもの若くは自から稼ぎの途に就くもの等は更に之を三つに分ける

(イ) 雇傭に依る勞務(ロ) 自から商業又はその他の營利に従事するもの(ハ) 自から價値化的の物品を拾得して利益を収めるもの

(イ) の雇傭に依る勞務はその業が數種に分れてゐる。其れは(一)追かけ(二)流し(三)輕子とピラ配りなどである(一)の追かけと云ふのは大正の末頃までは之に従事する者が未だ却々に多かつた、處が其の後文化の流れて現はれたトラックに壓倒されて此の追かけなるものは滅切り少なくなつた。然し、今でも絶無とは云はれない。此の種の仕事は橋の際だの又は荷車の通過する場所に佇立してゐて荷車の後押しをしたり、若くは其の場所から或る場所まで荷車を輓くもの、又は引越請負業者に傭はれて引越の手傳に使はれるなど何れも臨時的に傭はれるものを云ふ

(二) のナガンは前者の追かけと違ひ橋際だの坂路その他の場所に佇立して仕事を俟つのではなく、街路を徐々に歩き廻はり荷車輓の仕事を見ふので「流し」と云ふ。因に前述の如く此の種の所謂拾ひ仕事はトラックに壓倒されたが今ではガソリン使用節約から荷車使用が再現する傾向が見へるので、又も流しの數が増すであらう。

(三) の輕子は之も時代の波に押流されて其の數は滅切り減つては來たがそれでも魚市場と野菜市場だけは輕子の姿が消へないのである、此の輕子は市場に集まる魚屋だの八百屋に傭はれ荷物の運搬に従事せるもので、恰も停車場に於ける赤帽に似寄つてゐる、其れで此の輕子だけは俗に云ふソリでは出來ないのが原則であつて、昔は輕子社會に親分が

あり、主従関係が結ばれて此の親分の手で輕子に荷物が振り當てられたもので、今でも其の型が残り輕子を備ふ荷主は同一で固定的になつてゐる。

(四) ビラ配りは大正時代に廣告人夫と云つたもので、元締がみて此の元締に備はれて彼の映畫の廣告行燈を背に負ひ其處彼處を歩くもの、又は街頭に立つて廣告ビラを撒いたのである。處が此頃では此の廣告人夫だのビラ配りは殆んど姿を消したが其のかわりチンドン屋に備はれて、ドンチアカ騒ぎの行列に加はり旗をかついで歩き廻はるチンドン屋の人夫に化してきた。

以上の中で(一)の追かけと(二)の流し(四)のビラ配りは何れも世に謂ふ「立ちん坊」であつて、長時間の勞働に耐へられない者が多い。要するに老衰虚弱から人並の勞働能力を有せざるので、仕方なく何日も臨時的であり、短時間の働らきに就くもので、従つて其の収入が少なく、然も仕事がなく所得のない日には野宿で夜をすごすものがある。本調査に於ても、職業關係の上に人夫又は土方だと云ふものがあつても一人並の働らきが出来得るものは少なく實は「立ちん坊」と看做すべきもので、其の孰れにするも生活の路に安定を缺き、その行方には何時も悲哀の波が沮まつている。

(ロ) 自から商業又は其の他の營利に従事するもの、之は本調査の上に現はれたものと否らざる者とがある斯の如き業態にある者は大體に於て(一)下等遊藝人(二)辻卜賣り(三)赤本賣り(四)マッチ賣り(五)雜貨行商人(六)拾ひ屋などが主なるものである。

(一)の下等遊藝人は公園又は人出の多い盛り場に立ち、浪花節、義太夫、手品、その他の演藝によつて俗に云ふ投げ銭を貰ふのである、(二)の辻卜、赤本、マッチ等を賣るものは極めて少ない資本を用ゐて商品を仕入れ往來の人々に賣るのである、然し辻卜賣りの如きは概ね夜になると諸方の小料理屋、飲食店、カフェー酒場等に立寄り其處に居る客に賣つける。要するに物賣りでも遊藝人でも其の行動を實際的に觀れば乞食物貰ひに似たものではあるが、商品を繋ぐのと又遊藝によるので、世の常の乞食物貰ひとは異なつてゐる、其處で斯る業態に在る者は「どやもの」と云つて概ね木賃宿に

泊るのである然しアフレて儲けのない日には「おかん」をするので、本調査に於ても別表に掲ぐるが如く物賣りの野宿を發見してゐる。

(ロ)の價值化の物品を拾得して利益を収めるものは次の如き類ひである。

之は俗に拾ひ屋のことを云ふ、此の拾ひ屋を分けると (一) バタヤ (二) ジミ (三) 河原廻り (四) ヨナゲ

(五) ホリヤ 以上の種類である

(一)のバタヤは所謂屑拾ひで稼業に出るには竹籠と三寸格子の荷車を持つだけで紙屑、襪襦その他の廢棄物を拾ひ歩くのであるが「おかん」のバタヤには二種あつて其の一種は竹籠だけで三寸格子の荷車は輓いてゐない、之は毎夜に亘る「おかん」常習者で全く住居の定まらないものである、即ち、拾つた屑物が籠に一杯となれば直ちに仕切屋に持込み金に換へる、然も仕切屋は一定しないで行當りバツたり都合次第で何處の仕切屋へでも賣拂ひ、かくして己れの都合の好き場所野宿するのである、更に一つの類ひはバタヤの集團地である足立區本木その他に於て、仕切屋の設くる俗に云ふ拾ひ子部屋に宿り、そうして其の仕切屋から荷車を借り稼ぎ場を拾ひ歩く、然るに拾つた屑物が荷車に一杯にならない日は拾ひ子部屋に歸らないで、便宜な處に荷車を置き据へ己れはその荷車の裡に潜り込み野宿で夜を撒してから、更に翌日も拾ひ歩き彼等の社會で云ふ荷が出来てから、言ひ換へれば屑物が車一杯になつてから仕切屋へ歸り拾得物を賣拂つてから其處の拾ひ子部屋に寝るのである。故に便宜主義から偶々野宿をするバタヤである。(二)のジミと云ふのは拾ひ屋ではあるが特殊なもので、昔は此のジミ屋は人出の少ない早朝を覗つて拾ひに歩いたもので、即ち、夜明け間際に路面を眺めながら其處此處の街路を歩き廻り値打のある品物が落ちてあれば其れを拾つたもので、ジミと云ふのは地面を見て一生懸命に拾ひ歩くからで地を見ると云ふ意味からであつた。處が、此の頃では朝早く出かけて落物専門の拾ひ屋ばかりでなく、主にも人出の多い公園を歩き廻はり其の銀紙を拾つてゐる。

(三)の河原廻りと云ふのは塵芥溜どが人家の裏口などを覗ひ其處に棄てある炭の空俵を拾ふのである。然し今

では各家庭で燃料に瓦斯を用ゐるから空気が少ないので此の河原廻りは専門的に稼いで備からない。
(四) ヨナゲ、之は溝だの流れ河に遣入り糞を用ゐて底泥をさらし金属、硝子、ゴム、その他値打のある廢棄物を拾ひ上ぐる業である。

(五) ホリヤ、歐洲大戰の當時鐵類の拂底から新起に始まつた拾ひ屋で、郊外の窪地などを塵芥で埋立てた土地を掘ひ、其處を掘返して釘、金屑その他の金屬類だの又は價値ある物なら何んでも拾ひ取るのである。處で、ホリヤとヨナゲは各専門的ではなく機會と季節によつて交互的に營まれるが「おかん」のルンペンが専らに爲す拾ひ屋はバターと銀紙拾ひのジミである。

(二) の他人より金品の施與に依るもの、之は云ふまでもなく他人に依存して何處までも情けに縋り恵みに依つて生きやうとする乞食物貰ひである。此の乞食物貰ひに依るものは左の三つに分けて觀なければならぬ。

(イ) 「ダイガラ」又はツケ貰ひであつてダイガラと云ふのは昨今殆んど影を失つたが之は吉原その他の曲輪で遊客に供給した臺の物の喰ひ残りを貰つて飢を凌ぐもので現今では遊客の遊興振りが變化して臺の物は従となり、玉代本位になつたので隨つて臺がらの出が少なくなり、宿ナシものが曲輪を徘徊しても残り物が手に遣入らない、處が「ツケ」なる殘物が多く出るやうになつたので宿ナシものの命ちは之で繼がれてゐる。「ツケ」とは料理屋食堂、鮎屋等から出る客の喰ひ残り物のことで之を生活の資料にあてる者がある。

ロ 「ツブ」又は「ケンタ」と唱へる現金専門の乞食である。此れは社寺佛閣等參詣人の群がる場所とか又は行人の繁き盛り場にゐる。參詣人だの往來の人から一錢二錢の投げ銭を貰ふもので、此のケンタなる手段に依る乞食は一定の場所に居据つて物乞ひをするのであり「ツブ」と云ふのは一定の場所に居据らないで其處彼處と歩き廻はり、移動的に物乞ひをする輩らを云ふのである。

尚ほ以上の外に二種の物乞ひがある、其れは (イ) 這ひ出し (ロ) 狩り出しの類ひである。

這ひ出しと云ふのは失業又は疾病云々に籍口して他人の家を訪づれ金品を貰ふのであり、狩り出しはマッチ或はタハシの如き品物を携へ見込みを附けた家を訪ひ物品販賣を口實に金錢を貰ふのである。隨て金を貰へば物品は概ねその儘もち歸へるのである。

(三) 狩罪又は不良行爲に依り生活の資料を得るもの。

(イ) 窃盜恐喝その他の犯罪に依るもの (ロ) 金錢強請を爲すもの等である。

浮浪者の犯罪と云へば主にも搔拂ひであつて、之等を犯すものは寺社の境内に於ける賽錢盗みとか又は諸方を徘徊しての搔拂ひであり、亦、特殊なものでは「ダイコロガン」と唱へ(淺草その他の大公園で偶々酔漢がベンチに寝込むのに出合ふと油断に乗じて所持品を盗み取つたり、或は女ルンペンが生活苦から或は常習的に密賣淫を爲すもの「パクリ」と稱しエンゴに流れ込む「新ぐれ」を見つけると(浮浪日數の未だ短かいもの) 其れを脅迫して金品を捲き上げたり、又は「カセビリ」と唱へ、浮浪の街娼と共謀して嫖客から詐欺的に或は恐喝的に金を捲き上げるなど、此のカセビリの如きも稀れには行はれるが、孰れにせよ不正直で質の良くないルンペンは未だに絶へない。

二 浮浪に陥る直前の職業

三百六拾三人の者が浮浪に陥らざる直前の職業は、之を大きく分類すると (一) 農業 (二) 水産業 (三) 金屬、機械、紙工、印刷、織維、皮革、木竹類、裝飾品身の廻り品、土木建築、その他の工業に従事せる者がある。(四) 物品販賣業、旅館、料理屋、飲食店、浴場、等の商業に關係せるもの、(五) 通信業 (六) 交通業 (七) 公務及び自由業に關するもの (八) 家事に關するもの、(九) 其他の有業者 (一〇) 職業の無きもの等であり、

尚ほ更に之を小さく分類して見ると業別は實に八拾四種に上る。而して此等浮浪者の中には前には前には熟練勞働者として活動せる者も相當に多く、直前の職業として最も多きものは日傭人夫であつて全數に對する二割三分四厘に上り、次は各種熟練勞働者の一割三分八厘、商店雇人の一割二分七厘、農作に従事せるもの一割三分に當る。此等は何れも比較的

無職者
不明

二四
一四
合計

四二

三六三

三 直前と現職業の比較

浮浪に陥る直前の職業は前表の如くであるが。扱て、浮浪者になつてから如何なる途に依つて生活の資料を得て居るであらう、之は云ふまでもなく浮浪に陥ると對人信用が薄弱となり、健康状態も不良の者が少なくないのでバターを稼ぐものが最も多く、前職は農業であつたもの、或は熟練労働者であつたもの、或は商業方面に働いたもの、嘗ては筋肉を力に日傭人夫を働いた體験者でも、流れ落ちての仕事はバターを稼ぐより外に途がないので三百六拾三人の中でバターを爲すものは二二九人に上り、此の割合は六割三分四厘に當つてゐる。茲に直前の職業と今の職業を比較して見ると、以前より何れも低級の業に就いてゐる。

茲に日傭人夫、農業、無職、職業不詳、食堂使用人、職工、商店員中の菓子屋、單に商店使用人と稱する者、鍛冶職、車夫馬丁、官公衙雇傭員、以上拾一種のものは何れもその種五人以上であるが、此等が浮浪に陥つてからバターを稼ぐ者的人数と比例を擧げて見やう。

直前の職業と人数	現にバターを稼ぐ人数	比例
日傭人夫	八五人	六九人
農業	四九	二五
無職	二四	八
職業不詳	一四	九
食堂使用人	一三	八
商店員と稱するもの	九	五
車夫馬丁	八	七
官公衙雇傭員	七	三

菓子屋店員	六
鍛冶職	六
職業不明	一四

四	六六・六
二	三三・三
九	七〇・〇

三百六拾三人の中で生業なく乞食となれるもの拾九人を見る、此の乞食となれる者の直前の職業は左の如くである。

- (一) 農業四人 (二) 袋物職から一人 (三) 萬職から一人 (四) 製本職から一人 (五) ミシン職から一人 (六) 食堂使用人から一人 (七) 藝妓屋雇女一人 (八) 子守から一人 (九) 日傭人夫から三人 (一〇) 浴夫一人 (一一) 無職から二人 (一二) 不明から二人、合せて乞食となるものは拾九人であるが。日傭人夫から陥つて浮浪となつた者に乞食をなす者の少ないのは注目し値ひする。

亦、女ルンペンで密賣淫を爲し生活の資料を得てゐるものは、前に女工であつたもの一人と、子守であつたもの一人である。處で、女浮浪者二拾一人の中で現に無職と云ふものが九人ある。バターでもなく、又乞食をなすでもなく、此の九人のものは如何なる所得行爲によつて生活の資料を得て居るか、疑問である。按ずるに此の女達も暗くて醜い業で生きるものであらう。

浮浪直前に無職であつた者が浮浪に陥つてからも之と云ふ生活の途はなく、矢張り無業の儘でブラ／＼と日を過すものは二人にすぎない(直前に無職であつたもの二四人)然るに直前農業、熟練労働者、商店員、官公衙の雇傭員、日傭人夫、等々のもの三拾五人(女子を除く)は浮浪に陥つてから爲す業もなく、去りとして乞食になるでもなく、また、バターの仲間に入らざるでもなく無爲徒食の状態にあるのであるが、之等は一體全帯如何にして生活の資料を得て居るであらう、頗る疑ひの餘地があつて怪しきには居られない。

左に(一)前職業別 (二)性別 (三)現在の生活方法等を表はすことにする。

四 地域別に依る職業と生活方法

五〇

芝區では芝公園と埋立地の高濱町に札の辻陸橋下と愛宕山の四箇處を調査して三拾八人の「おかん」を發見したが此の中に女は一人もゐない。芝公園で見出した拾八人の中で乞食でもない。去りて別段これと云ふ稼ぎもしないと云ふ生活の方法が無いもの四人を見るのである。之等は實際に云へば乞食に違ひない。之を除いた三拾四人の中には一人と雖も乞食とか無業と云ふが如き不生産的な者はなく、何れもバタヤを稼いでゐて是れは他の調査地域では見られない實狀である。此のバタヤの稼ぎ場は附近の街々は勿論のこと遠くは目黒大崎から品川邊りを拾ひ歩いてゐる。

晝も股賑をきわめ夜になると灯の街に變はる新宿と此處に隣接せる淀橋區角筈一帯に涉り調査を行ふと、男拾七人に女が二人合せて拾九人の野宿を發見した。此の中でバタヤが拾二人、輕子が三人、人夫一人、左官手傳一人と、女の一人は乞食であり更に一人は浮浪に陥つてから日が短いので昔に途方に迷ふのみ未だ生活方法の決まらない哀れものである。此處で見出した一人の「おかん」は風變りの仕事をして飯代に有りついてゐる。其れは新宿の街に出る露店商人に使はれて露店のテント張りを手傳ふのである。

扱て、此の新宿の盛り場には晝夜に亘り道端の隅に居据り、俗に「ケンタ」と云ふ類ひの乞食がゐて往き來の人々から恵みの投げ銭を貰つてゐるが、此の「ケンタ」は新宿で野宿をしたり、旭町の木賃街に泊る輩らではなく反つて遠く離れた板橋方面から稼ぎに出て來る本當の職業的乞食であることが本調査によつて慥かめられた。

下谷區では車坂の省經陸橋下から上野驛構内だの、又は冬の霜をよけるに相應しい上野地下鐵道の入口と、省線上野から御徒町を経て秋葉ヶ原驛までのガード下と、更に彼の廣くて大きい上野公園から本郷の一部にわたる地域には野宿が多いので、此の地域に臨むで調査をすると、男百三拾八人、女六人、合せて百四拾四人の所謂「おかん」を發見した。

此處で見出した者と其の生活方法を調べると六割三分強は（男八五人女三人）バタヤを稼ぐもので、次は俗に云ふ立ちん坊が八人、人夫と稱しても實は日毎に拾ひ仕事を覗ふ氣の毒な半端人足が七人、チンドン屋の手傳三人、公園の掃除手

傳ひと云つても之とて市の傭人ではなく、公園内で營まれる茶房だの割烹店に臨時で使はれ、其の家の廻りを掃除をして報酬に「ツケ」を與へて貰ふもの三人と、上野廣小路の通りに店を出す露店商人に使はれてテント張りの手傳をするもの一人、その他では何處に職場があるものか籌製作の手傳と云ふもの一人であつて、乞食は割合に多く男拾二人女一人で生活の方法がないと云ふもの男拾六人女二人であり、之等はどうして生存するものか不思議ではあるが實際では乞食であつたり、又はその或者は暗い蔭で不良の手段で得た物で命を繼ぐ輩らであらう。亦、不明のものが四人ゐる。處で、此界限の「おかん」の生活方法は幾筋にか分れてゐて、其れが夜になると集まり野宿をするが此の邊りにどうして斯うもおかんが多く群がるかと云へば、或る方面で嚴しく「おかん」を取締るので行端のない宿ナシは此の地域へ峙らを變へたのである。亦、更に一つには前に述べた通り上野町のパン屋で夜明け頃に屑パン一袋（二食分）をわづか三錢で廉賣するから其れを購めるには、パン屋近くのガード下で「おかん」をするのが便宜であらう。かうして此の地域を止り木に浮寝をする輩らも朝になると諸方にバラ／＼と散り行くのである。

大慈大悲の觀世音菩薩の靈場であり歡樂の境と謂はれる淺草公園と、淺草山谷の「どやまち」近くに在る玉姫公園に、尙ほ外に拾ヶ所の公園に臨むで調査を行ふと野宿は總べて男九拾七人女八人合せて百五人を發見した。此の中でバタヤが五割七分強に當り男女六拾人は宿ナシのバタヤであり、立ちん坊一人、人夫拾三人、露店のテント張り手傳が一人、建築手傳ひと唱へるもの二人、此處にも上野と同様に公園掃除の手傳が一人、技術労働者としての鑄掛屋が一人、行商四人乞食は割合に少なく男三人女一人であり、辻占賣りと雜役の各一人と、醜い業で生きてゐる密賣淫が一人であつて、生活方法のない者が却々に多く男女で拾五人に上り、之は云ふまでもなく乞食であり密かに笑ひの紐を解く女であり又は不良行爲で日を過す輩らと看做してよい。此の淺草に集まる浮浪者はバタヤを稼ぐものでも又その他の者でも諸方を徘徊しても、そうまで遠くには行かない。其れは他の場所と異なり「ツケ」の出るのは主にも淺草であるから食糧需給の關係からどうしても此の圍廻りを歩き巡り、夜になると覗つた處で「おかん」をする。故に「おかん」の顔振れは殆んど同じ者で

